

令和5年度 山形市森林整備推進協議会

日 時：令和5年7月3日（月）

午後10時30分～

場 所：山形市役所10階 委員会開催室

————— 次 第 —————

1 開 会

————— 委嘱状の交付 —————

2 市長あいさつ

3 委員並びに職員紹介

4 協 議

(1) 会長、副会長の選任について

(2) 令和5年度森林整備課の事業概要について

資料1

(3) 山形市の建築物における木材利用の促進に
関する基本方針の策定について

資料2

(4) 山形市産材利用拡大連携協定について

資料3

5 そ の 他

6 閉 会

令和5年度山形市森林整備推進協議会委員名簿

No.	委嘱区分	団体等	役職	氏名	備考
1	1号	山形地方森林組合	代表理事組合長	庄司 稔	
2	1号	山形県木材産業協同組合	理事長	松田 賢	新任
3	1号	山形木材業組合	組合長	平間 利一	新任
4	1号	一般社団法人 山形建築士会山形支部	幹事	廣田 慶子	
5	1号	山形グリーンライフ女性の会	会長	志田 ふみ	
6	2号	山形市生産森林組合連絡協議会	会長	江口 善幸	
7	2号	林業従事者	株式会社 荒正	多田 千尋	新任
8	2号	山形県林業グループ連絡協議会	副会長	会田 幸子	
9	2号	山形県青年林業士会	株式会社 荒正	佐藤 良造	
10	3号	山形市議会議員		中野 信吾	新任
11	3号	山形大学農学部	准教授	小川 三四郎	新任
12	3号	森づくりアドバイザー		白壁 洋子	
13	3号	住まいづくりのアドバイザー	株式会社大永建設 常務	新関 文子	
14	4号	山形森林管理署	署長	益田 健太	
15	4号	森林研究研修センター所長（兼）村山総合支庁森林整備課	課長	横倉 肇	新任

委嘱区分

1号委員：林業及び木材産業関係団体の役職員（5人）

2号委員：林業従事者の代表者（4人）

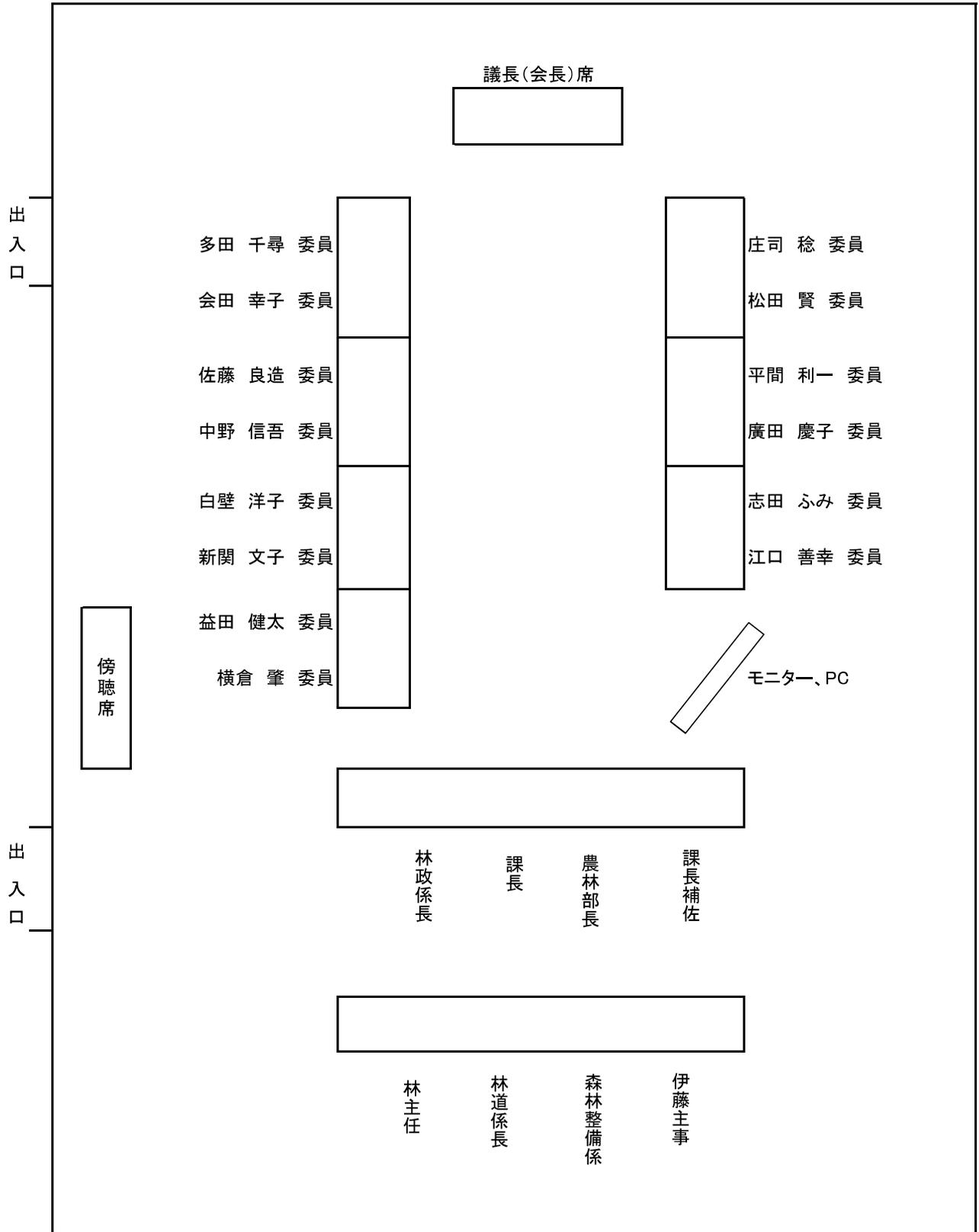
3号委員：知識経験を有する者（4人）

4号委員：林業関係行政機関の職員（2人）

<事務局>

山形市農林部	部長	吉原 仁
山形市農林部森林整備課	森林整備課長	石岡 純一
山形市農林部森林整備課	課長補佐	武田 隆広
山形市農林部森林整備課	課長補佐(兼)林道係長	松田 恭輔
山形市農林部森林整備課	課長補佐(兼)森林整備係長	田澤 英樹
山形市農林部森林整備課	林政係長	庄司 純子
山形市農林部森林整備課	主任	林 祐希
山形市農林部森林整備課	主事	伊藤 大翔

令和5年度山形市森林整備推進協議会 席次表 (委員会開催室)



山形市森林整備推進協議会について

山形市森林整備推進協議会条例に基づき、山形市森林整備計画の策定など、山形市の森林整備の推進に向けて、林業関係者や知識を有する方から意見を聴取し、調査や審議を行います。

○委員数 15名

(内訳)

第1号委員 (林業及び木材産業関係団体の役職員)	…	5名
第2号委員 (林業従事者の代表)	…	4名
第3号委員 (知識経験を有する方)	…	4名
第4号委員 (林業関係行政機関職員)	…	2名

○任期 2年 (次期任期：令和5年7月から2年間)

○開催回数 年1回 ※森林整備計画の変更がある年は、2回の開催です。

※「山形市森林整備計画」は、森林法第10条の5に基づき、10年を一計画期間とし、5年ごとに見直して整備計画を策定します。

現在の計画は、令和元年度に策定されたもので、令和6年度が見直しの時期となっております。

ただし、今年度は上位計画である「最上村山地域森林整備計画」の変更に伴う義務的変更が予定されているため、年度末までに山形市森林整備計画を見直します。

○委員報酬 協議会1回の参加あたり 10,400円 (協議会後に支給)

山形市の森林の現況

1 森林面積	20,863 ha (54.7%)	※市域における森林面積の割合
2 国有林	8,031 ha (38.5%)	※森林面積における割合
3 民有林	12,832 ha (61.5%)	※森林面積における割合
4 人工林面積	3,991 ha	
うち標準伐期齢以上	3,014 ha (75.5%)	
5 人工林材積	1,491,384 m ³	
うち標準伐期齢以上	1,262,397 m ³ (84.6%)	
6 天然林面積	8,841 ha (未立木地含む)	

山形市民有林齢級別集計表

人天別 齢級	人工林		天然林		面積 (ha) 材積 (m ³) 合計	
	面積	材積	面積	材積	面積	材積
1 齢級 (1～5)	0.46	-	1.07	-	1.53	-
2 齢級 (6～10)	-	-	10.74	136	10.74	136
3 齢級 (11～15)	-	-	3.46	62	3.46	62
4 齢級 (16～20)	7.24	437	60.65	1,933	67.89	2,370
5 齢級 (21～25)	3.26	378	29.54	1,302	32.80	1,680
6 齢級 (26～30)	38.04	5,889	4.97	309	43.01	6,198
7 齢級 (31～35)	89.44	15,747	13.19	914	102.63	16,661
8 齢級 (36～40)	367.38	82,562	75.98	5,942	443.37	88,504
9 齢級 (41～45)	208.87	49,483	8.05	744	216.92	50,227
10 齢級 (46～50)	262.53	74,491	59.24	5,442	321.77	79,933
11 齢級 (51～55)	314.03	95,726	141.21	14,641	455.24	110,367
12 齢級 (56～60)	363.07	131,491	299.41	32,505	662.48	163,996
13 齢級 (61～65)	570.12	222,958	880.64	92,599	1,450.76	315,557
14 齢級 (66～70)	558.47	238,395	1,179.65	125,601	1,738.12	363,996
15 齢級以上 (71～)	1,208.01	573,827	5,816.43	651,306	7,024.45	1,225,133
未立木地等	-	-	257.18	-	257.18	-
合計	3,990.94	1,491,384	8,841.41	933,436	12,832.35	2,424,820

令和5年4月1日現在の森林簿データを基に作成

令和5年度森林整備課事業の概要

【林 政 係】

1 木質バイオマス需要拡大支援事業

森林資源の有効活用による二酸化炭素排出抑制、循環型社会の形成を推進するため、環境にやさしい木質バイオマスを燃料とする薪ストーブ等の設置補助を行う。

補助金額は設置費用の1/3、上限10万円。

令和5年度計画

- ・補助件数 ①ゼロカーボンシティ貢献枠 5件（先着）
（市産材利用拡大促進事業または省エネ健康促進住宅補助事業(県の認証を受けた住宅)に該当する方）
- ②一般枠 20件（抽選）
- ・募集時期 ①4月20日～
- ②8月1日～10日

(参考) 令和4年度実績 補助件数16件

	薪ストーブ	ペレットストーブ
ゼロカーボンシティ貢献枠	2件	0件
一般枠	7件	7件
計	9件	7件

2 山形市産材利用拡大促進事業

山形市産材の利用拡大に向けた取り組みの強化を図るとともに、豊かな森林環境を守り育て、産業・経済の活力を生み出しながら循環型社会の形成を実現するため、市産材を8m³以上使用した戸建て住宅を新築する建築主に対して1戸あたり50万円の補助を行う。

移住・定住、子育て支援対策として、移住世帯、子育て世帯、三世代又は近居世帯でさらに市産材を一定量以上使用した場合の加算制度を設けている。

また、令和3年度より、ゼロカーボンシティ実現に向け、上記加算世帯に該当しない世帯で、市産材を12m³以上使用した場合に加算が受けられるゼロカーボン貢献枠を設けた。

区分	補助金額	加算要件	加算額		
一般枠 (市産材8m ³ 以上使用)	50万円	①移住世帯、②子育て世帯、③三世帯等世帯 のいずれかに該当する世帯	市産材10m ³ ～12m ³ 未満使用	10万円	
		ゼロカーボンシティ貢献加算	市産材12m ³ 以上使用	20万円	
		①移住世帯+②子育て世帯	市産材10m ³ ～12m ³ 未満使用	10万円	
		①移住世帯+③三世帯等世帯	市産材12m ³ ～14m ³ 未満使用	20万円	
		②子育て世帯+③三世帯等世帯			
		のいずれかに該当する世帯	ゼロカーボンシティ貢献加算	市産材14m ³ 以上使用	30万円
		①移住世帯、②子育て世帯、③三世帯等世帯 のすべてに該当する世帯	市産材10m ³ ～12m ³ 未満使用	10万円	
			市産材12m ³ ～14m ³ 未満使用	20万円	
市産材14m ³ ～16m ³ 未満使用	30万円				
ゼロカーボンシティ貢献加算	市産材16m ³ 以上使用		40万円		
ゼロカーボンシティ貢献枠 (市産材12m ³ 以上使用)	60万円	上記加算要件に該当しない場合			

令和5年度計画

- ・補助件数 30戸 (先着順)
- ・募集期間 第1期 4月20日～ 20戸程度
第2期 8月 1日～ 10戸程度
- ・6/20 現在応募状況 8戸

(内訳)

一般枠 7戸 (三世帯等世帯1戸)

ゼロカーボンシティ貢献枠 1戸

(参考)

令和4年度実績

- ・補助件数 29戸

(内訳)

一般枠 24戸 (移住世帯枠2戸、子育て世帯枠1戸、近居世帯1戸)

ゼロカーボンシティ貢献枠 5戸

- ・募集期間 令和4年4月20日～令和4年10月22日

3 市産材ブランド化推進事業

市産材の利用拡大を図るため公共施設等の木質化を推進するほか、森林・林業関係者と連携協力しながら山形市産材の需要拡大や市内の林業・木材産業の活性化を図る。

(1) 山形市産材ブランド化検討委員会

令和5年6月13日に開催済み。

行政機関と林業・木材産業関係団体が連携し、山形市産材ブランド化に向

けたビジョンについて提案し、意見交換や施策の検討を行った。今後、主伐による木材生産量が増加していくことが見込まれるため、この木材を活用し「地材地消」を進め森林・木材産業の活性化に繋げる。また、伐採跡地への再生林を徹底し、本市が進めるゼロカーボンシティの実現を図る。山形市産材の存在を地域の方々に知っていただくためネーミングを付け認知度を高め、川上・川中・川下連携によるサプライチェーンを構築し市産材消費量拡大をもってブランド化を目指すものとする。

(2) 幼児への積木贈呈事業

令和3年度から実施。

1歳6か月健診時において、幼児に市産材を使った積木を贈呈し、市産材の利用拡大を図る。(対象幼児1,580人)

幼少期から木に触れ、木の香りや温もりを感じてもらうことで、情操を養うことができ、市民の木材に対する親しみや木材利用の認識向上が期待できる。また子供たちの知育に役立てられるため、木育の推進ができる。

(3) 山形市産材集成材製作検討事業【R5新規】

市産材で集成材を製作することで、市内ハウスメーカーにも市産材を利用してもらい、市産材の利用拡大を図る。

・製作工程については、関係機関と協議済。

市有林の間伐で生産された素材丸太を、6月上旬に集成材工場に100^m³納材した。10.5cm×10.5cm×300cm 960本、約32^m³を作成予定である。

7月末に第1回目の納品が予定されている。

(4) 市産材による二酸化炭素固定量認証事業【R5新規】

市産材を利用した戸建住宅に対しCO₂固定量を市が認証し、認証書を交付。ゼロカーボンシティへの機運醸成を図る。

対象者：山形市産材利用拡大促進事業に申請した方

(5) 市産材利用店舗等内装木質化支援事業【R5新規】※現在要綱の審査中

山形市内の店舗等の新築、増築、改築又は修繕に伴う内装木質化に市産材を利用する場合に補助金を交付し、民間施設の市産材利用促進と市民への市産材のPRを行う。

《補助対象店舗等の主な要件》

(1) 原則として店舗等の利用者が限定されていないこと。

- (2) 天井、床、壁、窓枠等、店舗等の室内の目立つ部分に市産材が使用されていること。
- (3) 市産材PRのため、市が提供する市産材プレートが利用者から見える部分に設置されていること。
- (4) 景観重点地区として指定されている「山寺地区」若しくは、「蔵王温泉地区」又は「中心市街地」に所在するものであること。
- (5) 補助対象事業に係る施工業者が市内に事業所又は営業所を有する工務店等であること。

《補助金額》

使用する市産材の材料費に3分の2乗じて得た額（消費税及び地方消費税相当額を除く。上限額は30万円。）

【林道係】

1 民有林林道整備事業

森林の適正な整備と、森林資源の有効活用を図るため、林業専用道の開設を行う。

(1) 王地向線（国：50%（山村振興地域） 県：15% 市：35%）

○開設場所 大字上宝沢地内

○開設予定延長 1,120m 幅員 3.6m（車道3.0m）

○国庫補助事業期間 令和2年度～令和5年度

○経過とスケジュール

令和元年度 利用区域内の森林整備計画及び林道線形図を作成し、費用対効果を算出

令和2年度 自然環境に与える影響等を調査し、路線全体整備計画の策定と路線測量を行い、工事の発注に必要とする設計図面を作成

令和3年度 工事（R3→R4線越 L=383m）

令和4年度 工事（R4→R5線越 L=137m）

令和5年度 工事（L=600m）

○進捗率 34.2%（令和5年3月末時点）

(2) 田代二号線（国：50%（山村振興地域） 県：15% 市：35%）

○開設場所 大字山寺地内

○開設予定延長 1,400m 幅員 3.6m（車道3.0m）

○国庫補助事業期間 令和5年度～令和9年度

○経過とスケジュール

令和4年度 利用区域内の森林整備計画及び林道線形図を作成し、費用対効果を算出

令和5年度 自然環境に与える影響等を調査し、路線全体整備計画の策定と路線測量を行い、工事の発注に必要とする設計図面を作成

令和6年度～令和9年度 工事

(3) 桧木沢線（国：45%（山村振興地域） 県：15% 市：40%）

○開設場所 大字柏倉地内

○開設予定延長 2,200m 幅員 3.6m（車道3.0m）

○国庫補助事業期間 令和6年度～令和10年度

○スケジュール

令和5年度 利用区域内の森林整備計画及び林道線形図を作成し、費用対効果を算出

令和6年度 自然環境に与える影響等を調査し、路線全体整備計画の策定と路線測量を行い、工事の発注に必要とする設計図面を作成

令和7年度～令和10年度 工事

○民国連携事業

令和2年6月1日に山形森林管理署、山形地方森林組合及び山形市の三者で「西山形地域森林整備推進協定」を締結し、西山形地域の森林施業の推進を図っていく。

(参考)

○林内の路網密度

路網は、間伐や皆伐・再造林等の施業を効率的に行うとともに、木材を安定的に供給するために必要な生産基盤です。

林内路網密度（森林面積あたりの林内路網延長）の値が大きいと林業用の作業機械が現場までアクセスしやすいことから、路網密度は作業効率に関わってきます。

山形市における私有林内の路網の開設延長は、令和5年3月末時点で125路線195,185m（併用林道及び県管理林道含む）であり、林内路網密度は、15.2m/haとなりますが、令和3年度末の全国平均値である24.1m/haを下回っている状況から、今後も路網整備を進める必要があります。

【森林整備係】

1 市産材安定供給に向けた森林整備促進事業

木材の利用促進、森林の持つ公益的機能の発揮及び森林の健全化を図るため、市有林の適正な管理を行うとともに、民有林において施業の集約化を行い、計画的に森林施業を行う林業事業体に対し支援を行います。

(1) 美しい森林づくり整備事業

美しい森林づくり整備事業費補助金（国：50% 市嵩上げ：15%）

森林組合が特定間伐等促進計画を作成した上で実施する造林及び間伐等の森林施業や路網の開設・改良に対し国庫補助金と市の嵩上げ補助により支援を行い、民有林における森林施業の促進を図る。

実施箇所	作業の種類	数量	補助金
上宝沢	間伐	20.30ha	8,267千円
	作業道	1,180m	1,917千円
中桜田	間伐	3.10ha	1,403千円
	作業道	200m	325千円
計	間伐	23.40ha	11,912千円
	作業道	1,380m	

(2) 民有林間伐等促進事業

民有林間伐等促進事業費補助金（国：51% 県：17% 市：25.5%）

森林組合が森林経営計画を作成した上で実施する下刈り、間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道の開設事業等に対し、国庫補助金に独自の嵩上げを行い支援し、民有林における森林施業の促進を図る。

実施箇所	作業の種類	数量	補助金
大字上東山	間伐	5.00ha	451千円
	作業道	100m	51千円
	下刈り	1.00ha	69千円
大字妙見寺	下刈り	2.90ha	202千円
大字蔵王成沢	下刈り	4.90ha	342千円
計	間伐	5.00ha	1,115千円
	作業道	100m	
	下刈り	8.80ha	

(3) 市有林造成管理事業

森林資源の造成と自然環境の保全とともに、山形市の基本財産造成を図るため、市有林の下刈り、間伐等の森林施業を行う。

市有林名	施業箇所 (大字)	作業の種類	事業量	事業費	素材収入
長峯 233 ホ	神 尾	下刈り ①	4.10ha	1,243 千円	—
板橋山	門 伝	下刈り ②	0.50ha	151 千円	—
板 橋 1933-14	山辺町 畑 谷	下刈り ③	0.40ha	121 千円	—
R4 年度～R5 年度繰越工事		間 伐 ④	6.87ha	5,452 千円	—
追 立	妙見寺	作業道 ⑤	1,100m	3,067 千円	—
		間伐材売払	6.87ha	—	2,697 千円
中沢山	上東山	間 伐 ⑥	4.00ha	2,418 千円	—
		作業道 ⑦	500m	1,739 千円	—
		施業地調査	4.00ha	315 千円	—
		集 運 材	4.00ha	425 千円	—
		間伐材売払	4.00ha	—	1,120 千円
		集運材売払	4.00ha	—	520 千円
逆 倉	柏 倉	境界刈り	0.60ha	412 千円	—
大森山	柏 倉		0.20ha		
松森山	柏 倉		16.00ha		
腰王山	長谷堂		2.00ha		
伝四郎山	上宝沢		8.40ha		
舟ヶ沢	下東山	材積調査	68.81ha	715 千円	—
戸 沢	上東山				
一本杉	新 山	資源量調査	1.60ha	420 千円	—
合 計				16,478 千円	4,337 千円

①～③：森林環境保全直接支援事業 国：51% 県：17%

④～⑦：美しい森林づくり整備事業費補助金 国：50%

2 森林経営管理推進事業

平成31年度より、森林環境税、森林環境譲与税が創設されたことに伴い、森林所有者の経営管理の責務を明確にした上で、所有者が経営管理できない場合は、市町村に委託することができる新たな森林経営管理制度への取組みに併せ、人材育成、木材利用促進を図る。

令和5年度は、東沢（上宝沢）地区において、市が経営管理権を取得した森林の森林整備を実施する。また、大曾根地区・東沢（新山）地区において隣接地との合意形成を図るため、リモートセンシング技術を活用した森林境界確認と森林資源量の調査を実施し、調査の結果得られた詳細な森林情報を基に、経営管理権集積計画案を作成、所有者の同意を取得する。なお、山形市、上山市、山辺町、中山町及び山形地方森林組合で組織する山形地方森林

林業活性化協議会の事業として、山寺（千手院）地区、東沢（妙見寺）地区の意向調査を実施する。

実施箇所	事業内容	事業量	事業費
東沢(上宝沢)地区	間伐作業	5.0ha	1,370千円
大曾根地区 東沢(新山)地区	森林境界確認・森林資源量調査 及び経営管理権集積計画作成	100.00 ha	29,700千円
山寺(千手院)地区 東沢(妙見寺)地区	意向調査	147.00 ha	山形地方森林林業 活性化協議会事業
計			31,070千円

※山形地方森林林業活性化協議会への山形市負担金：3,016千円
森林環境譲与税 令和5年度譲与額（見込み）：43,791千円

3 山形市有林におけるJ-クレジット認証・販売検討事業【R5新規】

国が「2050年カーボンニュートラル」を目指す中、脱炭素社会実現に向け企業や自治体からのカーボン・オフセットへの関心が高まっている。

J-クレジット制度は、省エネルギー機器や再生可能エネルギー、森林経営などの取組みによる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「カーボン・クレジット」として国が認証する制度であり、創出されたクレジットはカーボン・オフセットなどに活用することができる。

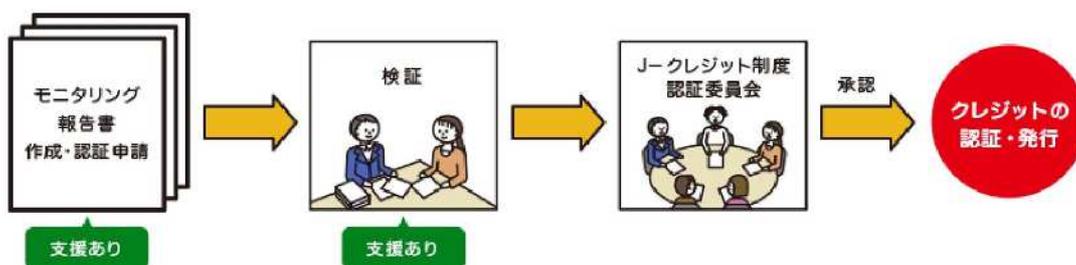
市有林の森林経営活動をJ-クレジットの対象とし、ゼロカーボンシティの実現に向け取組むとともに、クレジット販売で得られる資金を森林整備に充てることで、市有林の健全育成を図る。

(1) J-クレジット制度登録・認証の流れ

STEP1：プロジェクトの登録（令和5年度）



STEP2：モニタリングの実施（令和6年度・令和9年度・令和13年度）



(2) 登録検討市有林

市有林名	瀬ノ原山	追立	板橋山
森林経営計画面積	42.67ha	58.28ha	33.05ha

(3) J-クレジット認証・販売年次計画

林班 番号	市有林名	林齢	内容	施業履歴														計		
				H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11		R12	R13
56	瀬ノ原山	39	間伐面積(ha)			5							5						10	
			二酸化炭素吸収量(t-co2)							35	30	59	59	59	59	59	59			419
145	追立	37	間伐面積(ha)	5					5				5						15	
			二酸化炭素吸収量(t-co2)							67	63	63	95	87	87	87	87			636
234	板橋山	1~5	植栽面積(ha)				2			1	1								4	
			二酸化炭素吸収量(t-co2)							18	22	19	19	21	26	25	25			175
計			面積(ha)	5		5	2		6	1		5	5						29	
			二酸化炭素吸収量(t-co2)							120	115	141	173	167	172	171	171		1,230	
			モニタリング実施									○			○				○	
			クレジット発行量(t-co2)									120			429				681	1,230
											※1			※2				※3		

- ※1 令和5年度までの森林管理による温室効果ガスの吸収量を令和6年度にモニタリング報告後、認証委員会でクレジット120t-co2を発行。
- ※2 令和6年度～令和8年度までの森林管理による温室効果ガスの吸収量を令和9年度にモニタリング報告後、認証委員会でクレジット429t-co2を発行。
- ※3 令和9年度～令和12年度までの森林管理による温室効果ガスの吸収量を令和13年度にモニタリング報告後、認証委員会でクレジット681t-co2を発行。



1 方針の策定にあたって

国の「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」が令和3年6月に「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（以下「法律」という。）（令和3年法律77号）に改正され、これまでの利用促進の対象が**公共建築物から民間建築物を含む建築物全般に拡大**されました。この法律のもと、国・県は基本方針を策定したことから、同法第12条に基づき山形市は「山形市の建築物における木材の利用促進に関する基本方針」を策定しました。

2 木材利用促進の意義

- ・木材利用を促進することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備・保全に繋がり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮による「地域経済の活性化と雇用の創出」、 「地球温暖化防止と循環型社会の形成」に貢献します。
- ・木材を利用した場合、長時間にわたり炭素を貯蔵できることや、木材の製造時のエネルギー消費が比較的少ないこと、木材は再生可能な資源であり、エネルギー源としても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有することから、木材の利用拡大により脱炭素社会の実現と山形市が目指すゼロカーボンシティに貢献します。

3 主な方針の概要

1 建築物における木材利用促進の基本的方向

(1) 市の取組み

- ・民間建築物における木材利用が促進されるよう、木造建築物の普及、木造建築物の設計及び施工に関する知識及び技能を有する人材の育成を図ります。
- ・建築物を整備する事業者、林業事業者、木材製造業者（以下「関係機関」という。）に対し「建築物木材利用促進協定制度」（※1）の周知を図り、市産材の利用に取組みやすい体制整備を進めます。

(2) 関係機関の取組み

- ・市が実施する施策に協力して、相互に連携を図りながら建築物における木材の利用促進及び建築物の整備の用に供する木材の適切な供給確保に努めるものとします。
- ・建築物を整備する者のニーズを的確に把握するとともに、ニーズに対応した木材供給及びその品質、価格等に関する正確な情報の提供、市産材の具体的な利用方法の提案に努めるものとします。

(3) 市産材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

- ・無秩序な伐採防止と的確な再造林を確保しながら、木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ります。

2 市が整備する公共建築物における木材利用目標

- ・市が整備する公共建築物については、コストや技術の面で木造化が困難なものを除き、原則木造化とします。
- ・外観上又は機能性の観点から適当と認められる部分は内装等の木質化を行います。

3 建築物における木材利用の推進体制

- ・関係機関と建築物木材利用促進協定を締結し、関係機関を構成員とする「市産材利用拡大推進連絡会議」を開催して、木材利用計画と実績を把握し、利用状況の検証を行い、更なる木材利用の促進と連携の強化に努めることといたします。
- ・公共建築物（PFI等を含む。）については、企画する段階から木造化・木質化について十分検討を行い木材利用を推進します。

※1 「建築物木材利用促進協定」制度とは、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の成立に伴い、建築物における木材利用を促進するために創設され、①協定締結者、②建築物木材利用促進に関する構想、③構想の達成に向けた取組の内容、④市の取組み、⑤協定の対象区域、⑥協定の有効期間を定めるものです。

山形市産材利用拡大連携協定書

山形市の建築物における木材の利用促進に関する基本方針に基づき、山形市産材の利用促進を図るため、山形市（以下「甲」という。）と、生活協同組合共立社、東北芸術工科大学デザイン工学部、山形県建設業協会山形支部、一般社団法人山形県建築協会、一般社団法人山形県建築士会山形支部、一般社団法人山形県建築士事務所協会、山形県森林組合連合会、山形建築組合、山形県立産業技術短期大学校、山形県立山形職業能力開発専門学校、山形県立山形工業高等学校、山形市建設同友会、一般社団法人山形森林調査協会、山形大学工学部、山形地方森林組合、山形木材業組合及び協同組合山形木造住宅プレカットシステム（以下これらの団体等を総称して「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、山形市内における木材の安定した供給・利用体制を構築し、木材の利用を促進するとともに、建築技術者等の人材育成に努め、森林・木材産業の活性化及び持続可能な社会の実現並びに山形市ゼロカーボンシティの実現等に貢献することを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、相互に連携し、及び協力して実施する。

- 森林資源量の適切な把握に関すること。
 - 山形市産材の供給を適時行うための木材供給体制の整備に関すること。
 - 森林資源の循環利用のための伐採跡地での適正な植林に関すること。
 - 必要とされる山形市産材を確実に調達するための調整に関すること。
 - 建築物等を整備する者のニーズの把握に関すること。
 - 木材利用の意義及び利点についての積極的な情報発信に関すること。
 - 木造建築物及び内装木質化の普及促進に関すること。
 - 山形市産材の普及及び利用拡大に関すること。
 - 木材産業又は建築関連業種に携わる人材の育成に関すること。
 - 山形市ゼロカーボンシティの実現に関すること。
 - その他森林・木材産業の活性化に資すること。
- 2 前項各号に掲げる事項を効果的に推進するため、甲及び乙は、当該事項の実施について協議を行うものとする。

（協定期間）

第3条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに甲乙いずれからも書面による終了の意思表示がない場合には、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協定の変更及び解除）

第4条 甲又は乙のいずれかがこの協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、この協定の内容の変更又は解除を行うものとする。

（疑義の協議）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、取り決めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を18通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

【甲】
山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市

山形市長 佐藤 孝弘

印

山形市上杉田三丁目4番5号
東北芸術工科大学デザイン工学部

副学長デザイン学 日野 一郎

印

山形市城北町一丁目12番26号
一般社団法人 山形県建築協会

会 長 市村 清勝

印

山形市松波四丁目1番15号
一般社団法人 山形県建築士事務所協会

会 長 原 行雄

印

山形市籠田一丁目6番7号
山形建築組合

会 長 安孫子 正樹

印

山形市松栄二丁目2番1号
山形県立山形職業能力開発専門学校

校 長 石川 和俊

印

山形市旅籠町三丁目5番27号
山形市建設同友会

会 長 志田 賢一

印

米沢市城南四丁目3番16号
山形大学工学部

工学部長 黒田 充紀

印

山形市立谷川二丁目1180番3号
山形木材業組合

組合長 平間 利一

印

【乙】
鶴岡市宝田一丁目3番23号
生活協同組合共立社

代表理事 理事長 安達 忠士

印

山形市旅籠町三丁目5番27号
山形県建設業協会山形支部

支部長 後藤 吉伸

印

山形市旅籠町三丁目1番4号
一般社団法人 山形県建築士会 山形支部

支部長 石山 徳昭

印

山形市成沢西四丁目9番32号
山形県森林組合連合会

代表理事会長 佐藤 景一郎

印

山形市松栄二丁目2番1号
山形県立産業技術短期大学校

校 長 佐藤 俊一

印

山形市緑町一丁目5番12号
山形県立山形工業高等学校

校 長 高橋 良治

印

寒河江市大字西根字長面153番地の1
一般社団法人 山形森林調査協会

代表理事 高橋 三庸

印

山形市替所14番2
山形地方森林組合

代表理事組合長 庄司 稔

印

山形市表蔵王62番1号
協同組合山形木造住宅プレカットシステム

代表理事 安部 政昭

印

資料3

**山形市の建築物における
木材の利用促進に関する基本方針**

**山 形 市
令和5年2月**

目次

第1. 趣旨.....	1
第2. 建築物における木材利用促進の意義と基本的方向.....	1
1. 建築物における木材利用促進の意義.....	1
2. 建築物における木材利用促進の基本的方向.....	2
(1) 市の取組.....	2
(2) 関係機関の取組.....	2
(3) 市産材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立.....	2
第3. 建築物における木材利用促進のための施策に関する基本的事項.....	2
1. 建築物木材利用促進協定制度の活用.....	2
(1) 建築物木材利用促進協定制度の周知.....	2
(2) 建築物木材利用促進協定の締結の判断基準.....	2
(3) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進.....	2
2. 公共建築物における木材利用の促進.....	3
(1) 木材利用を促進すべき公共建築物.....	3
①市が整備する公共の用又は公用に供する建築物.....	3
②市以外の者が整備する①に準ずる建築物.....	3
(2) 公共建築物における市産材利用の促進のための施策の具体的方向.....	3
3. 建築物以外の木材の利用の促進.....	4
4. 木材利用促進のための普及啓発等.....	4
(1) 普及啓発.....	4
(2) 表彰状の贈呈.....	4
(3) 必要な支援策の検討等.....	4
第4. 市が整備する公共建築物における木材の利用目標.....	4
第5. 建築物における市産材の適切な供給の確保に関する基本的事項.....	4
第6. その他建築物における木材利用の促進に関し必要な事項.....	5
1. 公共建築物の整備計画の策定に当たって考慮すべき事項.....	5
2. 公共建築物の整備においてコスト面で考慮すべき事項.....	5
3. 建築物における木材利用の推進体制.....	5

山形市の建築物における木材利用の促進に関する基本方針

第1 趣旨

この方針は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(令和3年法律第77号)」(以下「法」という。)に改正され、建築物における木材利用の方針が公共建築物から民間建築物を含む建築物一般に拡大され、令和3年10月1日に施行された。

この改正された法第12条第1項の規定に基づき、県が策定した「やまがたの建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和4年3月24日）に即して策定するものであり、市や市以外の者が整備する市民生活に深く関わりのある建築物の木造化（注1）・内装等の木質化（注2）に対し建築物の整備の用に供する市産材の適切な供給の確保等を促進することで、市産材（注3）を含む木材利用を促進し、木材利用拡大を図るために必要な基本的事項等を定めるものである。

また、山形市では、持続可能な開発目標（SDGs：エスディージェーズ(注4)）達成に向けて、森林の持続可能な経営に取り組んでいく。

（注1）木造化とは、建物の新築、増築又は改築にあたり、構造上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用すること。

（注2）内装等の木質化とは、建物の新築、増築、改築又は模様替えにあたり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分等に木材を利用すること。

（注3）市産材とは、市内の森林及び市有林から生産された木材のこと。

（注4）Sustainable Development Goal

第2 建築物における木材利用促進の意義と基本的方向

1 建築物における木材利用促進の意義

木材利用を促進し、木材利用を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備・保全につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮による「安全・安心な暮らし」、「地域経済の活性化と雇用の創出」、「地球温暖化防止と循環型社会の形成」に貢献することになる。

また、森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は長期間にわたり炭素を貯蔵できることや、木材の製造時のエネルギー消費が比較的少ないこと、木材は再生可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有することから、木材の利用を拡大し、森林の適正な整備を促進することは、脱炭素社会の実現にも貢献することになる。

木造建築物において木造化や内装等の木質化が進められており、近年はCLT（注5）や木質耐火部材等の技術革新がされており、活用について検討するものとする。

（注5）CLTとは、Cross Laminated Timberの略で、ひき板（ラミナ）を並べた後、繊維方向が直交するように積層接着した木質系材料のことをいう。

2 建築物における木材利用促進の基本的方向

(1) 市の取組

市は、自ら率先して公共建築物における市産材の利用に取り組むほか、建築主となる事業者等に対し、情報の提供等により市産材の利用を促進するとともに、民間建築物における木材利用が促進されるよう、木造建築物の普及、木造建築物の設計及び施工に関する知識及び技能を有する人材の育成を図るものとする。また、建築物を整備する事業者、林業従事者、木材製造業者、建築物における木材利用の促進に取り組む設計者等(以下「関係機関」という。)に対し、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度の周知等を図り、市産材の利用に取り組みやすい体制整備を進めるものとする。

(2) 関係機関の取組

関係機関は、この方針を踏まえ、市が実施する施策に協力して、相互に連携を図りながら建築物における木材利用の促進及び建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に努めるものとする。

関係機関にあつては、建築物を整備する者のニーズを的確に把握するとともに、ニーズに対応した木材供給及びその品質、価格等に関する正確な情報の提供、市産材の具体的な利用方法の提案に努めるものとする。

(3) 市産材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

建築物における木材利用促進にあつては、森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため無秩序な伐採を防止するとともに的確な再生林を確保する等、木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図るものとする。

第3 建築物における木材利用促進のための施策に関する基本的事項

1 建築物木材利用促進協定制度の活用

(1) 建築物木材利用促進協定制度の周知

市は、建築物木材利用促進協定制度について、同制度の活用により、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努めるものとする。

(2) 建築物木材利用促進協定の締結の判断基準

市は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があつた場合、この方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行うものとする。

(3) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

市が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定に定められた取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度の情報提供を行うものとする。

○建築物木材利用促進協定制度の概要

法改正により、建築物における木材利用を促進するための「建築物木材利用促進協定」制度が創設されました。建築主となる事業者等は、建築物における木材利用の構想を実現するため、国又は地方公共団体と本協定を締結することができます。

国又は地方公共団体と協働・連携して木材の利用に取り組むことにより、民間建築物における木材利用の促進が期待できます。

「協定のイメージ」



2 公共建築物における木材利用の促進

(1) 木材利用を促進すべき公共建築物

木材利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第2項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には以下のような建築物とする。

①市が整備する公共の用又は公用に供する建築物

広く市民の利用に供される学校、社会福祉施設（児童福祉施設、老人福祉施設等）、病院、運動施設（体育館等）、社会教育施設（図書館・公民館等）、文化施設、コミュニティセンター、市営住宅、その他の施設

②市以外の者が整備する①に準ずる建築物

市以外の者が整備する建築物で、広く市民に利用され、市民の文化、福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる、学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院、診療所などの建築物。

(2) 公共建築物における市産材利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物における木材利用の促進にあたっては、建築材料としての市産材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原料及びエネルギー源としての市産材の利用もあわせて促進を図るものとする。さらに、建築物における木材の需要拡大のため、市産材を可能な限り利用するとともに、CLT（直交集成板）や木質耐火部材等の活用に努めるものとする。

3 建築物以外の木材の利用の促進

公共建築物で使用される備品等について、機能上支障のないものは、木材を原材料とした物の利用を促進するほか、木質バイオマスを燃料とする機器等の導入もあわせて促進するものとする。また、公共工事における資材についても木材利用を促進する。

4 木材利用促進のための普及啓発等

(1) 普及啓発

市は、木材利用促進の意義等について理解を深めるため、木材利用に関する情報の発信や普及啓発に取り組むものとする。

(2) 表彰状の贈呈

市は、市民や事業者等への建築物における木材利用を促進するため、木材利用促進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰状の贈呈を行う。

(3) 必要な支援策の検討等

市は、関係機関との意見交換等を通じて、現状や課題の共有を行い、木材利用の促進に向けたニーズを把握したうえで、効果的な制度等について検討するものとする。

第4 市が整備する公共建築物における木材の利用目標

市が整備する公共建築物は、コストや技術の面で木造化が困難なものを除き、原則として市産材を利用した木造化を図ることを目標とする。

なお、木造と非木造の混構造（部材単位の木造化を含む。）とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度の観点から合理的な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとする。

また、高層・低層に関わらず、直接又は報道機関等を通じて間接的に市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、外観上又は機能性の観点から適当と認められる部分について内装等の木質化を図るものとする。

その他、市産材を使用した備品及び消耗品の利用を促進するほか、木質バイオマスを燃料とする機器等の導入及び市産木材を原料とした燃料の調達に努める。

第5 建築物における市産材の適切な供給の確保に関する基本的事項

建築物における市産材の適切な供給の確保を図るため、市や関係者（森林所有者、森林組合、林業従事者、木材製造業者等）が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による木材生産性の向上に努めるものとする。さらには、ICT(注6)等の活用により森林施業の効率化や省力化を図り、木材生産量の拡大を進めるものとする。また、市産材の需要と供給に関する情報の共有化を図り、市産材の安定供給体制の整備等に取り組むとともに伐採跡地の再造林を着実に実施するものとする。

また、市はこれら木材の供給に携わる関係者の取組を促進するため、必要な施策を講じるものとする。

(注6)ICT (Information and Communication Technology) : 情報通信技術

第6 その他建築物における木材利用の促進に関し必要な事項

1 公共建築物の整備計画の策定に当たって考慮すべき事項

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数について、木造の建築物のものが非木造の建築物のものに比べ短いことから、木造の建築物は耐久性が低いと考えられがちであるが、気象条件等を踏まえた工法や耐久性のある材料の採用などの劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った木造の建築物については、長期にわたり利用が可能であることも考慮するものとする。

2 公共建築物の整備においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物の整備においては、設計上の工夫や効率的な調達等によって、建設コストの低減が図られる場合がある。

このため、公共建築物の整備に当たっては、様々な観点から建設コストを検討するとともに、維持管理及び解体・廃棄等のコストの低減なども含めた総合的なコストに考慮し、市産材の利用に努めるものとする。

【資料】コスト比較事例

【建設工事費等の比較事例（木造・鉄骨造・RC造）】

神奈川県で建設された保育園（木造2階建：延床面積692.28㎡、平成28年施工）をモデルとして、同一の建物を鉄骨造、RC造で施工した場合の工事費等を比較。

	構造別		
	木造	鉄骨造	RC造
全体工事費	218,807千円	229,150千円	237,179千円
面積単価	314,667円/㎡	329,542円/㎡	341,233円/㎡
木造を100とした比較	100	105	108
工期	6.5ヶ月	7.5ヶ月	9ヶ月

※電気工事費、機械設備工事費は同等の設備とし同額とする

【解体工事費等の比較事例（木造・鉄骨造・RC造）】

建築モデル：延床644㎡、建築面積322㎡

	構造別		
	木造	鉄骨造	RC造
解体工事費	13,308円/㎡	22,255円/㎡	25,965円/㎡
木造を100とした比較	100	167	195

出典：木材・木造建築の物性的特質（一般社団法人 木を活かす建築推進協議会）

3 建築物における木材利用の推進体制

建築物における木材利用の促進を効果的に図っていくため、行政機関、林業・木材産業等の関係機関が一体となり、木造化・内装等の木質化の推進に必要な情報を共有するほか、具体的な取り組みについては、建築物木材利用促進協定を締結し、協定先を加えた関係機関を構成員とする「市産材利用拡大推進連絡会議」を開催して、木材利用計画と実績を把握し、利用状況の検証を行い、更なる木材利用の促進と連携の強化に努めるものとする。

また、公共建築物(PFI等を含む)については、企画する段階から木造化・木質化について十分検討を行い、木材利用を積極的に推進するとともに、工事を発注する際は特記仕様書に明示するなど市産材の利用に努めるものとする。

その他、民間施設に市産材の利用が進展するよう、建築士や事業者等に「建築物木材利用促進協定」制度を周知し、木造建築物の設計・施工に係る人材育成や木造建築物の普及活動等に対し支援を行うものとする。

附則

この基本方針は、平成23年8月31日より施行する。

「山形市の公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針」は「山形市の建築物等における木材利用の促進に関する基本方針」に名称を変更する。

この基本方針は、令和5年2月20日より施行する。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

